加賀藩の十村・村肝煎制度の成立過程

若林喜三郎

対立関係を検討する。さちに、諸般の条件の中で、小農民の自立へのうごきを中心に、発展を続ける村の現実に立脚して、これを十 中からえらばれ扶持を与えられた郷村の長百姓たちに賦課された任務、その遂行のために生ずる給人・代官ら、及び一般農民層との 性急でさえある領主の要求に対し、領民たちはそれをいかに受取り、いかにこたえたか、ということが主題となる。そこで、領民の は①と②についてみようとするのであるが、二代利長から三代利常と引継がれる戦乱の時節にあつて、切実な、現実的な、ときには した時代から、十村肝煎と十村組の設定まで)、②慶長九―元和六(初期扶持百姓の整理、十村と村肝煎との分化)、③寛永―慶安・ この十村・村肝煎の成立期は、 郷村支配の形態として特色のある十村・村肝煎制度のごときも、もちろん改作法施行の一前提として完成されたとみてよいであろう。 村肝煎制度の体系に統合して行く過程をみようというのである。 (改作法の準備期、十村制度の整備と強化)。 本稿では、前田利家の能登入部以来元和偃武に至るまで約三五年間、右の区分で 加賀藩の農政は慶安・明暦期の改作法の施行によつて確立され、爾後はその整備・発展、 およそ次の三つに分けられる。①天正九―慶長九(扶持百姓を掌握することによつて、郷・組を支配 ないし修正として理解される。

はじめに

運の中で、内外の研究者たちの注目をあびるところとなつがあり、近年藩制成立期の諸問題が再検討されるという機が到資藩の地方支配には、十村と称する特異な大庄屋制度

た。

小田吉之丈氏も、その名著『加賀藩農政史考』には十村の村への関心は早くからあらわれており、農政史研究の先達の程度において十村にふれざるを得ないのであるから、十の程度において十村にふれざるを得ないのであるから、十

制度の生成発展を、 して 研究者にのこされた現在の課題であると考える。 の子孫たることもあつて、 ために多くの頁が割 しておられる。 加賀藩の十村制度』 好著である。 その他 をもつて、 最近は富山県入善の米沢元健氏が、 このような先人の業績を継承して、 近世史上に正しく位置付けることが かれているのみならず、 十村関係史料をきわめて豊富に を刊行され 自家所蔵の古文書を中心として、 た 十村研究の手引書と 口 郡 十村家 7 十村 村土 提 示

(1)

領主が戦陣忽忙の間に領内

郷

村に何を要求

初期

(2)

領民はこ

れ

に対

しか

ľ

初期十二

村

るの 者なりに 十村の成立に関する考究は、 つたが、 してもそうであるが、 て、 筆者も、 は、 難にするのである。 のであるが、 中 期 U. かも極初期に 近年十村のみならず、 一応の構想をもつ必要に迫られ ろく同学の批判を仰ぐとともに、 以後の十村の変質過程を概観したことが かつて「文政二年十村断獄始末」なる小論によ 本稿をもつてあえてその は 肝煎についてはなおさら史料は得難 両者は切離 現段階では当然未熟な論考に過 当時から意図したところであ 村肝煎の成立 し難 V て 関 V 係に 多少の参考と ් ල に関しても筆 端を公表す あつて + かある。 村 K 関

> する元和年間 加賀藩 枘 創立 村肝煎の区 の当初 までに時代を限り、 別も、 か 5 史料の上でははつきりつかめな ح 0 両 その 者が 主題 制度上で明 確 に分化

- + 村、 村 肝 旗 に何 を望 かなる反応を示 W
- 村肝煎は、 たか。 領主、 領民の間に介在していかに処して行
- Va 諸般の情勢変化に基き、 か につくりあげて行つたか 領主は十村、 村肝煎

(3)

の三点に求めたいと思う。

1

- かい Ш も在任期 度にわたつて調査が行われ、 金沢のアメリカ文化センター 加賀藩の十村制度もとりあげられ、 県河北 多数ペンシル 顕著なものは、 全国的に大庄屋の史料調査が 間 郡 押水町喜多 のほとんどを十村研究にうちこみ、 ヴァ 児玉幸多氏を代表者とする近世村落自治 ヤ 一二郎家の所蔵文書 大学 その成果が期待されている。 0) 、送られ 館 長口 昭和三十 重点的に行われるうち 1 0 ~ 一、三十二年の両 1 氏の骨折 フ / ラー п フ シ Ź ム氏 また 研 ル 究 石
- 歷 史評 四 号

2

Ł

ならばとねがうからである。

(3) の近世村落自治研究会の 「十村研究」 において課せら れ た

た、 こたえるための一つの素描でもあるわけである。 方支配機構」が課題として与えられている。 のは る藩政史研究会の 昭和三十三年よりはじめられた、 十村の下部 組 「藩制成立史の綜合的研究」では、 一統たる村の自治に関する調査研究である。 伊東多三郎氏を中心とす 本稿は、 それらに 「藩の地 놙

前田利家の戦歴と能登統治

こととなつたのである。 大領主として、 にはその第三代利常が参戦して戦功をあげ、 ガ原合戦には徳川方としての旗色をあきらかにし、大坂 家も死したため、 事した。さらに、 れに代つて統一事業を完成するにあたつて利家はこれに臣 であつた。 前 一田利家が引越大名として能登に入部したのは天正九年 翌十年六月、 譜代・外様を通じて最大の雄藩を構成する 慶長三年の秀吉の死についで同四年に利 その長子利長が継承したが、 織田 信長の横死から豊臣秀吉がと 一二〇万石 同五年 0 0 陣 関

K 大名の場合には、 戦争遂行上、 領民を掌握し、 各大名共通の課題であつたが、 目前 その実現の困難さはより大きかつた筈で、 生産増加と領内治安の維持をはかるこ の政治的、 経済的な要求を充たす 前田家のような引越 ため

つり、

まず利家一代の戦歴と領国統治について、 けである。 それだけに郷村の中核たる村役人への期待も大きかつたわ 利長・利常の施策は後節でふれることとして、 年譜的にみてお

こうと思う。

 \mathcal{O} : 勢は定まり、すなわち利家は旧領越前府中より七尾城にう は利家に宛行され、 富行清を富木 天正九年三月、 尾山(金沢)には佐久間盛政がおかれ、 約三万石)を宛行された。 敵温井景隆らを敗り、 氏の遺臣長連龍が織田軍を背景として、 た加賀の一向一揆もあらまし平定されたが、 一揆の残党に対する重鎮たり、 天正八年、 能登経営が開始されたのである。 信長と石山本願寺との和議成立し、 (富来) 菅尾長順を七尾に、 連龍がその与力となつてより能 に配した。 同年九月鹿島半郡 当時北庄 能登に対してはあらたに ついで同年八月能 前田利家を菅原 (福井) 主家及び父祖の仇 北越の上杉景勝及 (鹿島郡の西南部 には柴田勝 能登では畠山 孤立化し 登の大 登四 福 郡

原に移つたと伝えられている。 見立ててここに住せんとしたが、 はじめ、 利家は羽咋郡 0 飯 Ш 菅原は旧北野天神社領菅原 の西方大恵寺なる寺 井水が乏しかつたため菅 屋敷を Ø

に代官以下が派遣されて

いたことが知られる。

りし は、 る。 る。 ろ、 \mathbf{H} 姓 を寄進し、 0 五俵を扶持し 六三頁)、 .氏の菅原姓を称することに興味深い疑問 始 より、 長百姓 たしか 利家公御合戦の御勝利を此神社へ b は、 それに先立つて同月五日に同村の長百姓行長に ・****** ② ic, 社頭御建立あり、 社僧に四○俵を与えてい の扶持に関する最初の記録として注意せられ 此所より起れると云説も有、 こてい 天正十年八月二十日、 るのが (史料一、 御社領や御寄附 るのであるが 一六二頁)、目下のとこ 菅原天神社に五〇俵 祈り給ふに霊験 を投げかけて b あり、 か が (史料_① 菅原 前 $\overline{}$ 0 ぁ

荘の首邑で、

天満宮が勧請されてい

た。

「能登名跡志」

ĸ

め

まで早くも利家の威令が 北 勧 E るもので 月八日の鳳至郡道下 地 一奨となつて の珠洲郡正院村百姓にあてた代官らの非分に対する訴訟 現存史料では、 域、 正院村は東南地域 (史料一、 V る 入部以来郷村への最初の指令は、 (史料 一一〇頁)、 村百姓にあてた逐電百姓の召還に関 一、一一六頁)。 届 0 V てい 要地にある。 それについでは、 たわけで、その目的のた 道下村は與 その 同年十 地 能 域 九年九 ic 瓷 至る |月九 0 西 雪

> 城 構築をはじめ、 れた。 しを命じているが 利家の命を奉じて魚津からかえつた長連龍によつて討 り、上杉家の麾下にあつたもの) (史料一、一二二頁)。結局黒滝長 珠洲二郡を奥郡、羽咋・鹿島二郡を口郡という) に侵入するという情報が入つたので、 て防戦を命じ、 心 翌天正十年正月か の防戦は、このときの働きをのべているのである。 魚津城などを攻略した。 後述する十村の由緒書上類に記すところの、 柴田 佐久間 そのため鳳至郡中居の鋳物師 留守 (史料一、一一六頁)、やがて上杉征 5 居の将真柄助三郎らに戒厳を令した 佐々らとともに越中に出 府 中 景連が鳳至郡棚 その間に上杉の水軍が (現七尾市市街部) (長家の庶流で、越後黒滝に移 利家は奥郡 の百姓 |木城を占拠| 12 鋳 K 新城 物 中 與能 代のた 黒滝 にあ 鳳 0 富山 指 郭 伐 至 田 て 長 登

天神はじめ羽咋郡滝谷の妙成寺、 村の行長をはじめとし、 たので、 石動山天平 て諸将も軍をかえしたが、 L かるに十年六月、 利家はこれを攻略: -寺の衆徒と結 本能寺における信長横死の報に 各 W 地 で荒山城により七尾をうか 上杉方に通ずる温井・三宅らが し、 0 長百 天平寺を焼い 気多神社など有力な社寺 姓に 扶持を与 た。 Ź, 前 述管原 菅原 ľ つ つ

ら翌十一年にかけて、検地を行つたらしく、検地帳が各地との頃利家が領内の巡見を行つたという説もあり、本年か果をねらつたものであることはいうまでもあるまい。また、果をねらった。とれらの扶持・寄進が、郷村支配確立の効に、しきりに寄進をしたのは、この年の八月から十月にかに、しきりに寄進をしたのは、この年の八月から十月にか

に残つている。

中三郡を得て、その領域は三州にまたがることとなつたの中三郡を得て、その領域は三州にまたがることとなつたのであるが、越中の佐々成政と好からず、七尾城や穴水城の営繕につとめてこれにそなえた。らず、七尾城や穴水城の営繕につとめてこれにそなえた。らず、七尾城や穴水城の営繕につとめてこれにそなえた。らず、七尾城や穴水域の営繕につとめてとれにそなえた。かがて、翌天正十一年四月には、柴田・佐久間を破つた豊臣秀次に天正十一年四月には、柴田・佐久間を破つた豊臣秀次に天正十一年四月には、柴田・佐久間を破つた豊臣秀

他で刀狩を行つた記録があり(史料一、三七六頁)、地方支配郡の検地に従事した。すでに天正十六年には、羽咋郡その戦、その平定後、石田三成・浅野長政らとともに奥州五四戦えて天正十八年の小田原陣には、利家・利長父子も参越えて天正十八年の小田原陣には、利家・利長父子も参

留守居の奉行らを駆つて領内の治安と生産、さらに糧食や程に」などと非常な決意をかたりながら(史料一、四六〇頁)、都督の要職についた。このたびは海を隔てての外征であり、都督の要職についた。このたびは海を隔てての外征であり、都督の要職についた。とのたびは海を隔てての外征であり、私家自身も「今度程のせんどは、後さき又とあるまじくいれるのであるが、小田原もおいおい緒について来たと思われるのであるが、小田原もおいおい緒について来たと思われるのであるが、小田原

軍需資材の輸送の円滑をはからせている。

より終戦をむかえたのである。 まり終戦をむかえたのである。 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産 すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産

利長の弟前田利政が代つた。なお、七尾町奉行には三輪藤る前田五郎兵衛安勝が七尾城代に任ぜられ、文禄二年から天正十一年に利家が金沢へ移つてからは、その兄にあた

治にあ 兵衛吉宗が任ぜられ、 たつてい たので 'ある。 大井久兵衛直泰らとともに 能 登の

統

紹

- 1 れ を単に 不稿には 「史料」と注する 加賀藩史料』を引用することが多いので、 以下こ
- 2 米搬出 土橋村 の最 0 孫 る菅原荘の主邑であるが、 要地 羽昨 武・左官兼曾が北野天神を勧請したとある。行長は国武の子 であつたことが知られる。 の馳走を命ぜられている 新 0 国 郡菅原村は、 兵衛 拠点であつたが、 田氏を姓とし代々行長と称した。 中川村太郎右衛門らの扶持百姓が 承久三年の 後に収納蔵が設置され、行長はじめ、 伝えによれば天徳四年この 「能登国田数目録」 (能登志徴上編)。 なお、この地は利家 その管理と蔵 K 同地が当時 地の あら 住人 か

つて考察を進める。

検地帳にあらわれた初期村落と村役人

ついてみておこう。 最 初 Ĭζ 検 地帳にあらわ れた初期の村落構造と村役人に

(1)

田

畑

の高請人は、

前者ではほとんどが一

UJ

以上で、

思わ 藩政 記録が乏しく、 加 /]\ れる天正十年三月二十五日の鹿島郡 初期に関する研究はいちじるしく困難を感ずるの 賀藩に関しては、 田吉之丈氏の 検地帳などもほとんど残されていない 『加賀藩農政史考』 般に慶安・明暦 には最古のものと 期 国分村の検 の改作法以前 は地帳が .ので、 であ 0

> さい 同二十年十月一日の長家領鹿島郡: 期のものとしては、 の方式を知る以外には充分に役立て得ない。 介され わい全文を通覧し得るものであるか 7 いるが、 同年八月八日の羽咋郡福 部 を抄 出したものであるため、 能登部 5 上村 価野村の水帳と、 ① この二冊をも 0 水帳② 天正 検 地

事が注意される。 年にかけて領内各地の検地を実施したようである を整理して両村の 落構造を知るためには貴重な史料である。 にはいちじるしい相違がみられるが、さしあたり当時の村 一八一二二三頁)。 天正十年は、 それを二十年の上村水帳とを比較すると、 利家の能登入部 福野 百姓持高を表示してみると、 村 の水帳はその記録の一つであろう の翌年で、 まず、 同 年 次のような 記載の方式 から翌十一 との二冊 (史考二

が、

- らず、 所持者 無高層との落差が大きい 落差が が 增加 少い して おり、 のに対し、 また上層にもずばぬけた高持は 後者ではかなり小 居 0
- (2)次に、 かなりの高持をふくめて屋敷高を所持しない

第1表 羽咋郡福野村百姓持高表

(天正10年)

百姓名	田方	畑方	屋敷方
助大夫	町 畝 歩 12.29.10	敵 歩 50. 10	80
大左衛門	6.29.20	21. 05	100
善 與	5.65. 0		
藤左衛門	5.10. 0	24. 0	40
南 介	3.85. 0	19. 20	70
幸心	3.20.0	16. 20	120
高左衛門	3.00.0		
木の下	2, 29, 20	6. 20	
四分一	2, 47, 20	20. 10	80
北介	2. 43. 10		80
こうや	1.95. 0		
九郎三郎	1.54.20	17. 0	150 明屋敷共
幡 磨	1.50. 0		9388 8350
新二郎	1.10. 0	15. 10	90 二カ所
福一野	1.20. 0		
新二郎 九郎三郎	1.00.0		
髯	1.00.0		
福井	0.90. 0		
助九郎		17. 0	
孫七郎		5. 10	70
福泉坊		0. 20	40
左衛門		0. 20	

屋敷方のみの所持者

	0:1		JI2 I	latu
藤二郎	60	駒	40	鍛 冶 30
左衛門九郎	60	新左衛門	30	九郎三郎 30 産 20
清四郎	50	宗 二 郎	30	魔 室
三郎二郎	40	新五郎	30	伊 賀 20

第2表 鹿島郡能登部上村百姓持高表

(天正20年)

百姓名	田方	畑 方	屋敷方
市柴	町 畝 歩 3.77.25	畝 歩 62. 10	100
藤 内	3.04.15	39. 18	
左 近	2.91.01	54. 04	100
框 正	2, 52, 24	40. 16	100
室 名	2.49.01	63. 16	100
惣 蔵	1.76.27	71. 16	
宗 太 郎	1.51.29	17. 12	
太郎左衛門	1.32.08	16. 29	20
平内	1.16.25	27. 13	100
兵 衛	1.04.11	26. 15	
孫 九 郎	0.76.04	5. 06	25
伊 賀	0.74.06	17. 15	100
新 屋	0.70.29	12. 27	25
宮の代	0.56.19		
左近太郎	0.54.06	11. 27	
又 五 郎	0.52.17	6. 18	
彦 三 郎	0.35.24	6. 24	38
道 場	0.30.10	26. 15	27
彦 二 郎		26. 29	23
永 兵 衛		11. 15	

屋敷方のみの所持者

						いのくち	
源	\equiv	郎	20	藤右衛門	14	藏福坊	9
番		頭	20	四郎二郎	12		
藤	=	郎	15	弥 三 郎	12		

屋敷であることか かなりな高持が無 惣蔵・宗太郎など が、ことにも藤内・ のが相違点である をも併有している 場合はほとんど畑 も思われ、後者の 村からの懸作かと 持しないので、他 ごとく畑方をも所 前者の場合はこと ものが散見する。 史料がないので、 は比較検討すべき う。この点、い いいきれないと思 立の隷属農だとも ら、必ずしも半独

か

檢

地

に反対したため、

十村役を召上げられて処罰された

他日 (3)0 両者 再考にまちた 畑 方の

み

ない

し屋敷方のみ所持する零細

め

É

とい

ろう。 農が ない の屋敷高 郡人別帳」 か か と思 なり多数みられるが 0 標準以下であることも、 わ れ に多く出てくる地之者 る。 ح れらの屋敷高 これは三六年後の寛永 そ のほとんどが、 れを物語るものであ 家持下人の 高請 類 五年 では Ó 人

頃に との る れであろうし、 地 あることから、 助 これを要約すれ)帳冊 は 大夫家 侍 その記載は を姓としたと伝えられ、 つまり Ŧ 的 では、 村肝煎をつとめており、 豪農であつたらし ·封建的: 能登部 (現雄谷家) 能登部上村では各丁毎に市楽の な 後世の村 小農が ば、 市楽がそれであることはほ 上 V 村の が 両村とも土豪的 0 福 肝煎にあたる村役人が かなり分出されてい 場合は家族労働に依存する手 遠祖は摂津の住人で、 V 野村では持高抜群 近世初期 扶持の 伝承によれ 記録 次には福 隷農主をその構 は ば な 野 たとみられ IF 0 割印 はじめ吉弥 何者である V 村に蛮居 想像できる。 助大夫がそ つの頃に が かゞ 元 施 作 成 和 す L 地 0

(史考、

三八頁)。

沢井氏を姓とするが、

現在は絶家してい

豪農として

わ

'n

存在形態につい

7

は、

市楽の場合寛永

五年

の「半郡

人別帳

両家はともに初期村役人の家柄であるが、

村したと伝える。 の今井兼平の家臣となり、 古神社に付随して 農として栄えた。 やさま」 されて牢死した上野のあとをうけて十村に任ぜら う。 (史考、一〇七頁)、 たようであるが の家号によつて知られるごとく、 以 後十村 それに対して市楽は能登 には任ぜ 寛永頃には 同村に居住してい 福 寛文七年浦 野潟 富樫氏に随身し、 b 上村 ñ ず、 0 開 0 野事件® たが、 福 肝 墾の中核となり、 煎とし 野 村肝 中 部 近郷きつて に連累して て記録 その滅亡後帰 頃加州 煎 は代 耐 ñ 0 能 7 にあ 能 投獄 の豪 つと 登 一分

と考 八石となつてい をようしているが、 る。 ないという欠点があるし、 をとり によつて類推することができる。 この労働 えられるか たてるための原簿で、 力として馬三匹、 . るが、 50 当時の十村上野や能登部下村の肝煎 市楽の実高はもつと多か との とのほ 人別帳は本来棟 持高 地之者 の記載はあまり正 寛永期の カュ に隠田 一間 高が 役銀と馬 市楽家は持高 家持下 つたと思わ かなり 確で 人四 á

平右衛門と名乗らせたとあることで、これは特例としても、 ということは想像できる。 給人・代官などと特殊な隷属関係をもち得る階層であつた 袖格宇留地平八と親交あり、その子を平八の名付子として 要するのは、右の下村の肝煎永屋が、長家の在地給人の領 大夫についてはよるべき史料はないが、 屋などは、いずれもこうした家父長的隷農主であつた。 つたことは容易に理解できるところである。とくに注意を この種の豪農であ 助

ためにえらんだ最初の道であつた筈である。 おける引越大名が、 このような長百姓をまず掌握すること、これが戦乱期に 地方支配の体制をすみやかに確立する

- 1 綜合調査報告書』所載)。 岩林 石川県高浜町福野、雄谷助市氏所蔵。 「雄谷家とその所蔵文書」(『石川県羽咋郡旧福野潟周辺
- 2 石川県鹿西町、 清水一布氏所蔵。

美濃晃順氏「天正二十年能登郡上村水帳付解説」。

- 3 下これを単に「史考」と注する。 本稿には『加賀藩農政史考』を引用することが多いので、以
- 説。 **美濃晃順氏「寛永五年正月上野組調製、鹿島半郡人別帳付解**

4

石川

界鹿西町、

戸部功氏所蔵。

- (5) 弐編にくわしいが、長家の在地給人浦野一派の隠田疑獄事件で、 百姓一揆としてその意義は大きい。 太左衛門と肝煎永屋らも投獄処刑された(上野は牢死)。 検地忌避運動に参加した十村の上野・道閑・池島・次郎 浦野事件については、『石川県鹿島郡誌』や『石川県史』 兵 循 ・ 初期 第 48
- 岩林 「長之御家万覚書」(金沢市立図書館所蔵)。 「加賀藩隠田考」(『読史会五十周年記念論文集』 所載)。

7 6

Ξ 初期扶持百姓と郷 組

享二年の十村由緒書上を集録した「加越能里正由緒記の ついて、 記載を基とし、その他の史料をもつて補つて得た二五家に 各地の長百姓に注目せねばならぬ。 (第三表)、その分布を図示してみよう。 応の考察を加えたのであるが、さらに当時扶持をうけた 検地帳から天正期における初期村落と村役人について、 その扶持の年月日、 所在、 それについて、 扶持高などを表示し まず貞 0

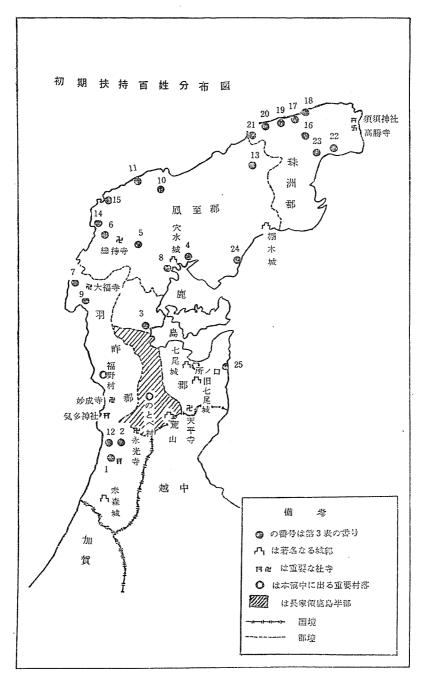
Vo を残さぬ場合もあつたのであるから、 これがすべてではな ちろん貞享以前に扶持を召上げられ、

あるいは絶家して名

わかるが、も

能登四郡の要所要所に分布していることが

多くの十村家の由緒書上類は、 直接前田家より扶持を受



第3表 天正期扶持百姓一覧

分布図 番 号	扶持年月日	所 在	名 前	扶持高	元和2年 扶持高
1	天正 10.8.5	羽・菅原村	行 長	15俵	15俵
2	<i>n</i> 8.15	" 中川村	太郎右衛門	15 //	15 //
3	" 9. 1	鹿・熊木村	与 一	10 "	15石
4	<i>n</i> 10.10	鳳・中井村	三右衛門	20 //	15俵
5	" "	" 荒屋村	三郎左衛門	15 //	15 //
6	<i>''</i>	" 道下村	三郎左衛門	15 //	15 //
7	" "	" 小山村	高右近	10 //	10 //
8	" "	" 川島村	七郎兵衛	10 //	10 //
9	<i>"</i> 10.11	羽・相神村	弥 五 郎	140 //	30 //
10	" 10 . 16	鳳・長井村	番 頭	10 //	10 //
11	<i>"</i> 10.	" 大沢村	内 記	15 //	15 //
12	" "	羽・土橋村	新兵衛	30 //	15石
13	// //	瓜・栗蔵村	彦 丞	50 //	30俵
14	" "	" 鹿磯村	藤右衛門	10 //	(元和6)
15	" "	" 皆月村	彦	10 //	10 //
16	" "	珠・岩山村	延 武	25 //	15 //
17	" "	" 大谷村	頼 兼	20 //	10石
18	// //	// 馬緤村	常俊	10 //	0
19	" "	" 長橋村	末 光	10 //	0
. 20	" "	" 仁江村	友 貞	20 //	7.5石
21	" "	" 真浦村	孫右衛門	10 //	0
22	" "	" 狩野村	恒 方	15 //	15俵
23	天正 11.11.22	" 上戸村	真 頼	10 //	10 //
24	" 12.	鳳・諸橋村	次郎兵衛	20 //	20 "
25	" "	鹿・庵 村	高。橋	15 //	?

- (注) 1. 羽は羽咋郡, 鹿は鹿島郡, 鳳は鳳至郡, 珠は珠洲郡を示す。
 - 2. 相神村弥五郎の扶持はその戦死後弟の弥六へ譲られ80 俵となつたものが、元和2年にはさらに30 俵に減らされたのである。
 - 3. 大谷村の頼兼の扶持は天正10年に与えられ,11年の検地で確認されたものと思われる。以下西海郷の4家も同年代のものとして扱つた。

と称する百姓がいた。 折戸の各村には刀禰 外にも、 珠洲郡高尾 称する)のごとく、 勢村にも番頭がおり、 すべきで、この表以 前としたものは注意 荘園制下の職名を名 村の番頭 せんさくは困難であ 難であり、またたと ついて知ることは困 すべての家の出自に 省略しているので、 される以前の事項は けるか、十村に任命 知り得ても真偽の ただ表中の長井 鳳至郡小伊 · 笹波 (坂東とも

級 いずれも名主層の流 の豪農であつた。 れを汲む旧族 で、 荘園時代から村役 λ

名頭などの名称や、 を得るのである。 た扶持百姓と、現今にまで伝えられる名数を表示すれば次 を今日に至るまで伝承しており、 そうした意味では、 いま、 名を中心とする集落の共同体的 珠洲郡西海郷の場合には、 天正十一年の検地の際に認められ その考察には多大の 何々名 便誼 遗 制

次

のごとくである。

馬緤村 真浦村 仁江村 長橋村 片岩· 孫右衛門 扶持百姓 友 清水 俊 一村を分出 扶持高 二〇俵 $\overline{\bigcirc}_{\prime\prime}$ 0,, $_{\prime\prime}$ 十二名 不 七名 崩 三名半

隷農主=初期本百姓で、 とすれば、正しくそれに該当するものであつたに違い とはいうまでもなく、 名とは、 ح れらの扶持百姓が、 被官・下人・地の者などを隷属せしめる家父長的 名頭という称呼が当時すでにあつた 村は彼等を主体として構成され 当時村内随一の 有力者であつたこ な

> そして、 名頭は何ら を掌握したのである。 利家は天正十年に村 ゕ のか たちで其を統轄してい 々 の 名頭に扶持を与えてこれ たものであろう。

ケ之前 の中 利家が物頭に命じたのではなく、 は何ものであろうか は七ヶ村の意であるが、その村名は不明である。 地域的な統轄者をさしたもののごとく感ぜられる。 能州 ĸ, に富来郷の場合をみよう。 七ケとは七ケ村の意とも受取れるが、 「富来七ケ」とは何をさすのであろうか。 々より物頭をも仕いに付て」などと誇称する物頭と 国 「富来七ヶ之内に、 . の 内 に面 口をも聞、 (史料一、一七五頁)。 大福寺と申所に云々」 物頭をも仕い者」「とぎ七 相神村弥六の由 この呼称はそれ以前から この文意では 末尾に、 通常七ケと 緒 との書上 書 さら 上 K

K

0

上前 や数年仕来り申い御事 共に十村頭相立申いに付て、富来七ヶにも肝煎七人罷在 中寄合をいたし、諸事を相つとめ来り申い、 大納言様御代之刻、 右之内四人たいてん仕いに付て、別に十村頭も無御座 何れも与中のものども申に付て、先一日くへと存奉、 スよりのすじめにい間、右四人のあと私に策配申い 七ケ御公儀事御座
いへば、 然共近年三ヶ国 私家に而 申 其

広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 広地域を率領させている点に注意を要する。 とあるところよりすれば、

この七ケとはそれぞれ十村の所

天正十六 二月廿三日 印 (利奈) は、若荒い共、組中の百姓にかゝり可収納い、為其申遣い也が文右衛門分の百姓無之由、あら屋くみの百姓中わり合可開対の下、 ことにいう 矢については、他にも徴証がある。

を有したものであろうと思う。

言はみえないが、

これらの組はおそらく上述のごとき性格

あらや本郷 三郎左衛門所へ

(史料一、三六九頁)。すなわち組とは、単なる村の集合体でその主管者は 扶持百 姓三郎左衛門であるというのである姓なるが故にあらや組の惣百姓の連帯責任としたもので、林文右衛門は給人であろう。その知行地の開墾を、無百

がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文ので、このほか浦上くみ・内保くみ・和田村組などの組名と防止のため、鳳至郡各組の在々百姓中にあてて発したもとり、このはか浦上くみ・内保くみ・和田村組などの組名を防止のため、鳳至郡各組の在々百姓中にあてて発したもとので、このほか浦上くみ・内保くみ・和田村組などの組名を入る。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文がみえる。

め 下編に、 との覚書は延享以後のもので、 正十年より慶長八年まで下町野郷一九ヵ村の郷肝煎をつと 々之覚書」がある。右によれば、 任用された事例を、 いが、この過程は信じてもよいと思われる。 (同哲二六二頁)、 初期扶持百姓が、 同九年より御扶持人十村という名目となつた、 栗蔵彦左衛門所蔵の利家の印物をのせているが もつとも明快に記したものに 十村制度の成立過程に御扶持人十村に 職名のごときは信をおき難 励至郡栗蔵村彦丞は、 「能登志徴」 「粟蔵代 とある。 天

下町野粟蔵組合八百五十六俵八升一合、但去年分皆済所如件、三二六二頁)、それによると、

L

たがつたものであるとみられる。

4

と名

称の異るのは、

中世

に末期の

区画をそのまま慣

用

カュ

(5)

らであつて、

その不統一はまた地域の大小や構造の不均斉

天正十年八月十六日、御印、栗蔵組合百姓中

組としてそのまま掌握され、彦丞はその組の竿領者としてものと思われる。すなわち、下町野郷一九ヵ村は、一つの「粟蔵組合」とは、おそらく右の下町野一九ヵ村をさしたとある。 皆済状のうちでは最古のものに属するが、 この

う。

1

認められていたのであろう。

諮橋六郷衆の筆頭次郎兵衛尉の家柄が利用されたのであり、 馳走を命じ、 天正十一年利家が二〇俵の扶持を与えたのも、 らが諸橋六郷に総百姓の普請夫役を徴した際、 と郷との関係をよく示している。 諸橋村の次郎兵衛の諸橋六郷における存在も、 約するに千疋の永代扶持をもつてしている。 天正八年六月、 次郎兵衛に との 温井景覧 扶持百 前 例 姓 K

機能 村 る。 また、 とあり、 をもつていたかどうかは不明である。 これらの郷や庄と呼ばれる地域が、 前掲天正十年の福野村検地帳には ことでは庄が区画の単位として用いられ あら屋組のような 元来郷 土 \mathbb{H} 庄 庄 福 7 組 野 V

一する過程が、また十村制度の成立過程であつたのであろ名領地の一区画としての性格を与え、そのすべてを組に統掌握して行つたのである。そして、それらに漸次新しい大を意味すると思われるが、利家は一先ずそれらをそのまま

てこれによつた。 ・ は諸書上類を引用する場合は、特にことわつたものの他はすべ ・ は大学教育学部歴史研究室所蔵写本。本稿において、十村

② 文応二年の「能登之諸橋六郷目録之事」によると、地頭給、② 本島俊二氏「近世村落の成立―能登西海郷の場合―」(『北陸の 和島俊二氏「近世村落の成立―能登西海郷の場合―」(『北陸史学』第四号)。

(史科一、一七五頁)。 (史科一、一七五頁)。 (史科一、一七五頁)。 (史科一、一七五頁)。 (史科一、一七五頁)。 「富来弥六浩上」によると、天正十年利家は相神村の藤右衛 「富来弥六浩上」によると、天正十年利家は相神村の藤右衛

「粟倉文書」所載(金沢市立図書館所蔵)。

53 (671)

四 扶持百姓の周辺

下にはもちろん地下惣百姓があつた。ここで、 の多かつたのは、 との対立関係について、 ح れらの扶持百姓が、 上は代官・給人及びその下代などであり、 考察を加えておく。 任務遂行にあたつてもつとも接触 これら周辺

代官らの非分

ある 利 家の能登入部後、 (史料一、一一三頁)。 最初の布令として次のごときものが

当国一職に被仰付い間、 ても、非分之義於申懸は、 十月九日 為御礼罷上い、 利 百姓罷出訴訟可申者也 然者代官其外誰々に

正院百姓中

分なのである」と解釈しておられる。 其他誰々」というのは、 横合から非分は申かけ得ない。 る論文において、「その一円の関係のほかに何ものと雖 重視され、 まで早くも利家の威令の及んだことを知らせる史料とし 正院とはまぎれもなく珠洲郡内浦の首邑で、この奥地 中村吉治氏も「初期加賀藩の田租に就いて」な 「横合から」のものではなく、 申かけること自体が既に非 しかし、この「代官 利 て K

> 故にとそ、 家に直属する代官・給人・下代の類ではあるまい 百姓直 々の訴訟に意味があるのではない ילל ס かと思 それ

われる。

年七月、 だもので、しばしば農民の苦情の原因となつた。天正十一 ころが大きいので、その非分は機会ある毎に戒しめられ 銭やあしなか代などの要求を退けることを命じているのは V 精否は藩の収入の上にも、 (史料一、二〇二頁)、その一例であろう。 るのである。 代官は租税収納を専任するものであるから、 利家は珠洲郡直郷の百姓中に、 その非行はその下代や触使の類にまで及ん 農民馴撫のためにもかか 触使らのまかな その わると 勤 務

郷の売米の中から一斗だけ供出せよ、 百姓の可為曲事い」などというのが、こうした場合の定り いる。「代官幷誰にても如何様之儀申 人を詰めさせて置くから、 はならぬ。ただし、 窪田与七郎の二代官が派遣されたが、 不可承引い」「若かくしいて出しい者、 同年十一月、 直郷の損免の訴えによつて、 年貢無沙汰の所へは代官その他の その賄料は格別であるといつて その賄料としては直 ・ル共、 その他は絶対出 後 人々聞 横地小平二· 無印判ニ付て 出 いる者 催促

文句であるが、 えなかつたことであろう。 代官の圧力のためこのような違反行為は絶

米

申 広瀬代官不正の露顕は、 引負の罪をもつて金沢にて処刑している 帰 又は申付遣 た書状の中に、 越及迷惑由の目安を御覧有て」とその次第が説明されて 国早々諸代官、 利家が征明役のとき肥前名護屋より年貢未進防止を命じ 四五七頁)、 い事共違背の間、 「未進をさせい代官は、 諸奉行の算用を吟味し、 まさにその言のごとく、 「過分に引負有て、百姓共に非分 急与可成敗い」とあるが 自今以後のため、 (史料一、四七六頁)。 文禄二年十一月、 代官広瀬作内 (史 を

六九頁)。 与えた掟書によつて具体的に知ることができる(史料一、八 それについては、 それ がでは、 その非分の内容はい 慶長七年十二月三日に、 かなるものであつた 利長が代官らに か。

掟

ŋ といふ共、 台所入在々代官・蔵奉行、 一切召仕間敷事 為自用人足牛馬等、 当座之雇た

かくる儀有間敷事 相定役米之外、 ぬか、わら、 薪等にいたる迄、 少も非分申

> かし、 代官・給人らに代つて、十村や下代が一般農民の新し 村の代官任用は、 る。そして、こうした対立関係は改作法施行まで続き、 資の収奪は、 たものであろう。そして、このような人馬の不当使役 領の場合であるが、 ・借銭の催促などについ 右の他、 結局こうした転換は根本的な解決策とはなり得ず、 下代の 当然扶持百姓との対立をかもし出した筈であ その領主的解決法であつたのである。 非行 給人知の場合にも同様な非分が行わ ・百姓の奉行召出・皆済以前の借 て制禁を加えてい る。 ح れ は か対 物物 + 九 直

2) 郷村のうごき

立物となつたにすぎなかつた。

影響下にあり、 のであろうか。 次 べ 郷村の一般農民はどのようなうごきをみせてい ここでは

百年に

わたる

加賀一向一 向門徒への対策が重大な課題であつた。 揆の深 た

天正八年ごろには、

温井隆景らも、

鳳至郡の諸橋六郷

0

沢村内記のものには、 待してい 諸百姓・諸坊主衆の協力の承諾に対して、 / る が。 五年可令用捨い」 十村の 由緒書上の中に 鹿島郡笠師村の村民と豊田村の という条件をもつて実現を期 B 粟蔵村彦丞 「各手前貢用 と大 向 之

監視の必要があつたといえる(史料二、二六二頁)。 門徒大衆がひかえているわけであるから、 原役のときにも、 の頃になつてもまだ気が許せなかつたらしく、 は、 る。 宗坊主が越後勢と一味しているのを注進した旨を記してい て金沢に詰めさせている。 とうした油断のならぬ通敵分子もいたのである。 対上杉戦のさなかのことであるが、 大坂陣のときにも一向宗坊主を人質とし もちろん、その背後には多数の 一向宗門徒の中に その向背は充分 利常は関ガ 慶長

であつた。その孫重太夫乗誓は、文禄元年に四ケの年のであるが、その姓は竹内と称し先祖は畠山氏の旅屋守をのであるが、その姓は竹内と称し先祖は畠山氏の旅屋守をであつた。その孫重太夫乗誓は、寛永十二年には四ケの十村肝煎に任ぜられている。一向門徒の向背が監視を要するものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずるものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずるものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずるものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずるものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずるものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずるものであつてみれば、その道場主をは、文禄元年に四ケの年

主の要求に対しておいそれと応じなかつたという事例は多通敵行為程の積極的な行動ではなかつたとしても、新領

ろう。

くであるが、農民の消極的な抵抗の効果ともいうべきであすということは、すでに自明のことと認めているかのごと

納を命じていたが に山に立入つて炭を焼くことを許し、 状に、「定而かくし可申 たについて、 奉行共為越度い也」と督促している 人の奉行に命じてその吟味をさせ、 の百姓にして駒を隠すものがあり、 収すら自由にならなかつたらしい。 猶於無沙汰者催促を可遣い」と申付けている の事申付いに、 々存在する。 と書いている た、文禄元年、 一頁)。能登一円の太守でありながら、 つて「夏以来申付いすみ何とて不入いや、 てもさらに上納がないので葉を煮やし、 天正十年十一月、 その用材を奥能登に求めたとき、 (史料一、 豊臣秀吉より渡海用の軍艦建造を命ぜられ 一切無沙汰如何之仔細いや、 (史料一、一八一頁)、十二月十五日に 四五九頁)。 い間、 成其心得、 利家は奥能登の村々に自 (史料一、三四五頁)。 百姓 利家は三輪藤兵衛ら四 天正十四年には羽咋郡 「若又かくさせ於置は、 当時はまだ木炭の徴 その代りに役炭 山田 が所命の資材を隠 入念馳走だにい 殊ほそずみなど 郷 早々可究済い、 (史料一、一八 での百 利長の督促 姓 に向 なつ の上 由

て、 が 村々では、 えて収納の円滑がもつとも期待されているとき、 て農民を困窮におとしい あつたから、 事であつた。 逃散したため、 左のごとく申渡している 未進催促のきびしさに耐えかねてしきりに農民 その督促はともすれば苛酷となり、 そして戦時にあつてはその要求はより切実で 七尾城代前田安勝が、 れた。 (史料 天正十九年、 _ 四二四頁)。 在 L々百姓 征明役をひ 鳳至郡(往々に 中にあて

0 か L

る

か~

し何よりも年貢米の未進は藩にとつてもつとも重大

1 未進分は一切催促しない

2 要求あらば貸米してやるし、 利足は用捨する

3 給人・代官・下代以下非分の族があれば直ちに注進せよ。 だから帰村して耕作に恵念せよ。

4

それ るが、 年貢未進・ が 年貢完納と夫役徴収は扶持百姓の最大任務であり、 般農民 逃散という消極的な抵抗が成功した一例であ との宿命的 な対立関係を生ずるゆえんであ

3) 村肝煎との関係

核的存在として、 は当 番 地 頭 の荘園史料では見当らない。 刀禰などとい 村肝煎的な長百姓の存在したことは疑 う職名はあつても、 しかし、 肝 煎という名称 村落自治の中

0

V

掌握するのが後れたからではない 得ないところである。 あらわれないのは、 肝煎という文字の最初にあらわれるの 村を一つの行政単位とし しかも、 初期 かと思われ 0 領 は、 主側 るの 次の史料であ 0 史料 て で 画 ある。 に明確 的に

K

(史料一、一一〇頁)。 々 道下百姓等被逐電、 可呼返い、 万一兎角申在所い者、 所々に有之由い、 急度可申付者也 然者地下人長者肝

天正九 八ヶ内道下之内百姓中 九月八日 家

9 によつて一応の理解はできると思われる。 年扶持をうけた三郎左衛門らを漠然と指命したもの 後世のごとく村肝煎をそれとさしたものではなく、 肝煎」の「肝煎」 じて帰村還住を促しているのであるが、 百姓であつたから、 きりしていない。 まい に扶持を与え、 鳳至郡道下村の百姓らが逃散したので、 とすれば、 なものとなるのであるが 三郎左衛門は十村の前身として明 近郷の宰領を兼務させたと解釈すること たとい は、 村肝煎との取扱い上の差異は極 動詞であるか、 名詞であると解釈したところで、 ح 扎 は村 名詞であるかははつ ح また、 0 莊 村 の長百 煎 「地下人長者 0 前記珠洲 有力なも 瞭な扶持 との翌 めて であろ 姓 K あ 命

や組の宰領に任じたとも思えない場合もある。 にも額は少いが扶持を与えており、 郡西海郷の場合のように、 十村級とならんで村々の肝煎級 扶持百姓が必ずしも郷

後世のごとく竣酷なものではなかつたと思われ る。 当時の領主の切実な、 か た臨時的な処置として扶持百姓をつくり、 たしかめ得ないということにもよるであろうが、 'n とのような不均斉は、一つは地方史料の欠如からそれを 郷 したがつて、 ・組の支配を命じて行つたというところに原因があ その郷・組内の村々の肝煎 性急な要求に基き、 その中の何もの 時と地域に応じ への強制力も、 る。 何よりも

か、 姓との対立関係は史料の上ではあらわれて来ないのである とのような事情から、 鳳至郡中井村三右衛門の由緒書上には、 十村的な扶持百姓と肝煎的な長百 注意すべき記

載がある。

当村年貢米去年を無沙汰如何之子細ニ哉、如前々肝煎ニ而納 所可申付い、 かまひ有間舗者也 天正十二十月廿七日御印 若違翻申輩有之者、 三右衛門所へ 可為曲事、 他

後世の百姓

して先頭に立つたのに対し、十村は通例その襲撃の的とな

揆において村肝煎が多くの場合その指導者と

もしもこの推定が許されるとするならば、

なものであろう。

0

に与えられた扶持米二〇俵の収取が確認されているのであ たこと、三右衛門がその収納の責任者であること、 右によれば、 中井村では天正十一年以来年貢未進であつ 及び彼

る。 るが、その往復文書によると、 え、安勝はまたその次第を利家に報告して指示を仰いでい を生じたことを記している。三右衛門は早速前田安勝に訴 が三右衛門の扶持米を渡すことを拒否したところから悶着 しかるに、 同書には同じ頃のものと思われるが、 安勝が中井の 「わきのとう 村民

難いのであるが、 ろうか。 応ぜぬ「わきのとうりやうをも仕い百姓」とは何ものであ 表して、 未進するという村全体の窮乏の中にあつて、その総意を代 りやうをも仕い百姓」を七尾まで召喚したがそれに応じな れておけ、 いといつているのに対し、 特権百姓の扶持米引渡しを拒み、 史料を欠くので、 帰国してから糺明すると返信している。 おそらく十村的なものに対する村肝煎的 その実態も結末も明らかにはし 利家は彼をからめ捕つて牢へ入 城代の召喚にも 年貢を

である。 い史料としてすこぶる有意義な事例であると考えられるの つたという、 宿命的 な両者の対立関係を示す、 もつとも古

1 (1)租税及び応急物資の収取・ て 扶持百 まここにその重要項目のみをかか 概観する予定であつたが、 姓 に 賦課された任務については、 調達。 紙数制限のため割愛した。 げてそれに代えておく。 本稿では 一節を設け そこで

(2) 領 (3) 逃散 主の軍 百 姓 の帰 事行動 州型住 の奉仕、 の催 あるいは子弟の武家奉公。

(4) 荒地の回 復 開 墾の 災疑励。

(5) 夫役の徴 収

(6) 蔵米の管理と、 その 搬 出

祭を加えておられる。 農 政史研究』 なお、 これらの大部分については、 において、 加賀藩の事例をさか 中村吉治氏が んにとりあげ、 近世初 考 期

- 2 四 〇一頁)。 中村吉治氏「初期加賀藩の田租に就いて」(『中世社会の研究』
- 3 「能登国文書」 (金沢市立図書館所蔵)。
- 4 美濃晃順氏「加 「加能古文書」 六九四頁

| 資藩初期の対真宗政策」(『能州史叢』| の二)。

(5)

6 良村の九兵衛は鈴木出羽の家老、 村はさすがに多く、 なお、 小田吉之丈氏「口郡十村土筆」一一〇頁以下 加賀地区では、一 石川郡御供田村の土屋家は土屋大学、 向一揆の侍大将の子孫と自称する十 河北郡森下村の亀田家は亀田 同佐

> 小三郎 の流れと称する。

五 +村 の制 度化と扶持百姓 の整理

にはそれをうたつていても、 不思議にも法令として見当らないのみか、 ため、 致しているが 加賀藩十村制度の創始は、 いくたの疑問が残るのである。 (史料一、八九六頁)、 任命の印物も発見されてい 慶長九年ということに諸説が それ程の重要事項が 十村由緒書上 な 類

諸説のうち、 「御定書」 によれば、 V

名を改、百姓共に支配可申付之旨にて相極申 十村と申い儀は、慶長九年能州奥郡へ本保与次右衛門罷下い 跡々より其所に大百姓共御用相勤い 共 向後は十村と

定しないが、 十三年には、 説区々である。 九年以前にはなかつたといい、 るようであるが、その他の書には、 とあり、 かたちであらわれるのは管見では寛永以後であるが、 「河合録」にはこれを 職名は 十村組という名称とその機能は、 しかし、 十村組頭肝煎 十村肝煎 あるいはあつたとい 旧 ・村肝煎とはつきりし 十 十村という名目 記」として採用 村組之肝煎などと一 法令の上に V, が L 慶長 慶 て 諸 た -長 V

明快にあらわれているのである(史料二、三六頁)。

れで、まず当時の一般情勢からみて行こう。

慶長五年の関ガ原合戦で天下の帰趨は定まり、東軍にく と、まず同六年五月に一九カ条の治安法令を下布し(史料 一、八三九頁)、翌七年三月にはさらに逃散百姓に関する九 カ条を追加した(史料一、八五一頁)。 そして、翌八年十二 カ条を追加した(史料一、八五一頁)。 そして、翌八年十二 月に代官らの非分に関する戒告を行つているのは、郷村の 治安や逃散防止にその必要を認めたからであろう(史料ー、八七○頁)。

の取立を創始したことで(史料一、八七九頁)、「真館氏覚書」ところで、注目を要するのは、慶長八年六月より棟役銀

によると、

に而、役銀相立不申いに相渡す、尤百姓何拾何軒も書記い故、其外は下百姓之趣に相渡す、尤百姓何拾何軒も書記い故、其外は下百姓之趣面、村切

合二拾一間者 役之家也、能州鹿島郡之内 家付之切手の事、 をりに、「能登文書」にはその一例をあげている。

右之家上中下、内輪として相定可致御役義者也、仍如件、

代官らの非分の第一は百姓の不当使役であつたが、それ代官らの非分の第一は百姓の不当使役であつたが、それを軽減流出の原因であつたと観ぜられたところから、下百姓をそするために棟役銀の登場となつたのであろう。下百姓をそするために棟役銀の登場となつたのであろう。下百姓をその対象外として除外している点からして、百姓身分がことに法定され、「役之家」と規定されることとなる。

和二年であるが、その初見は天正十年のカキトリ役(船税)小物成銀の場合を考える必要がある。小物成の制度化は元役銀の制定と十村の制度化との関係を理解するためには、とれが加賀藩における役屋の設定である。ところで、棟

一、慶長八年六月より、百姓一軒に役銀三匁充相立、則御奉

実質的

にはそれまでにもさらに多くの扶持百

姓が十村肝

煎

御扶持人十村の名義は、

承応二年にはじまるのであるが

置

をいち早くとつて行つたが、

とくに目立つもの

をあ

٤,

の前 之上ニ は村 九年 となつたと考えることに無理はないと考える。 小物成銀より広汎で、 世改作法成就のあかつきにおいて、 任務とする 綿などの現物上納から、 を有する棟役銀の を考慮してか、 村方の負担が大きく、 料があらわれるが、皮考、 緒をもつて徴収を許されている。 元和二年の福野村の 鹿島郡筬目村 例は、 の可為造作 以降十村をつとめた家柄であつたとい m 十村をその主附としてい :指引於有之者其通可出者也」と規定され® 早くからあらわれていたとみることができる。 (史料一、三七八頁) Vr たとえば駒銭の場合、 制定が 条 (能登島) 附としているのは、その具体化で、後「苦竹運上極」に十村組を徴収の単位 役屋の設定というような重要な意義 その上引負など不正の生じやすい 駒銭・ 地下のきもい 四四六頁)、 の豪農太間が、 Va わ という方針が立てられ ゆる十村草創の 山役・河役と年を追つて史 そして、 小物成銀は 侍代官などではとか りとして百姓共」 「上使にて出しい ż その太間は慶長 畠山氏以来の 直接の 「十村見図 爾後熊皮 たが、 動 た。 そ 0 由 機 0

> あるが、 の制度化は、 ないし村肝煎として存在 その機会を与えたのが元和二年ない 当然これら扶持百姓の整理を必要としたの したのである。 そして、 し同六年の 十村肝 領 煎

内

総検地であつた。

時代となつている。 るには、 とした。 殿長・ 諸制度整備 元和の役は、 もつとも適任者であつたとい 十村を制度化 0 時 飾 幕藩ともに共通の課題であつた戦後経 前 を迎え、 した利長はすでに死 田 家の位置をい 前代の遺制を改廃 えるであろう。 よいよ不 三代利常 動 充実す 0 B 0 0

営

め

戦

置として民生の安定 代官らの非分を戒しめるとともに、 で用いている 沢に詰めさせ、 を人質としたように、 郷村 時 中 :の動 は、 向もとかくおだやかならず、 膨張した戦費・資材の (史料二、二六五頁)。 二人扶持を与えるというような非常手段 財 在 政の 々 所 整備 々より む 目的 長百姓を人質とし 前述のごとく一向坊主 調達や夫役の 大坂落城後は戦後 とするあらゆ 藩は例 強要の によつて 7 0 処 た

収納 蔵の管理 元和元年十一月に代官・奉行・下代らの収納 一・大津登米の処置などについ ての諸法規を定 時 0 心 得

め (史料二、三五九頁)、 同年十二月には百姓の田畠売買

料二、三六二頁)。 人身売買・他国出稼などについての禁令を発している そして、その翌二年には、 領内総検地に (史

着手したのである。

とき記述がある。 関しては、元和検地が好機となつたことには徴証がある。 ある。ただ、ここでの課題たる扶持及び扶持百姓の整理に ので、その内容について検討することのでないのは遺憾で ると認められるのであるが、検地帳は一冊も残つていない。 比して、 うな地域では、一郷一括して取扱つていた天正期の検地に 各村にはその結果として村毎に石高を記して与えた打渡状 ことに奥能登の西海郷のごとく、 が残されているから、 まず一例をあげよう。 元和検地についてはその条令もあり 一村毎に実施して行つたことは、大きな進歩であ 相当広範囲に実施されたものらしい。 相神村弥六の書上の一節に次のご 海崖に村落が散在するよ (史料二、三七六頁)、

、元和弐年御検地之時分、横山山城殿御吟味被成、能州御 拾俵高庭安三年迄被為下来
い得共、是以後 扶持人ニはつれ申御扶持高之由ニ而、弐拾俵高被召上、三 御印は頂戴不

仕、三代目弥六も御扶持被下い

前にのべたが(注三の④)、元和までに、 つていたのを、さらに二○俵減らされたのである。 弥六の扶持を与えられた事情と、 すでに五○俵とな

V ま一例西海郷の場合をあげよう。

大納言様ゟ被下い御扶持方之事

年ゟ御公領ニ罷成、七石五斗被下い、 下い、則御印御座い 罷成、同六年多門治郎右衛門殿御取上被成、今程少茂不被 但元和元年迄裁下
い得共、同二年
ゟ寛永五年
迄七石五斗ニ 寿福院様之御知行ニ而御座い故、寛永七年迄被下い、 石 仁江村 大谷村 友貞 頼兼 則御印御座い

但元和元年迄被下
い得共、今程少茂不被下
い、則御印御座 真浦村 孫右衛門

友貞は寛永七年には扶持も十村役も没収され、正保四年に もともかくも七石五斗の御扶持人十村として残されたが、 であつた因縁で寛永七年まではそのまま、翌年収公されて · る 以下長橋村末光・馬緤村常俊がこれと同文で名を連ね 右のうち、大谷村頼兼は利常の生母寿福院の知行所

V

その減額については、

を出しているのである。 は清水・片岩両村を分出し た残りの仁江村の肝煎として名

る。 濫発した利家以来の扶持を減額・没収するとともに、その ら鍬一丁に米二升ずつを徴収する制度がはじめられたので 柄から扶持とは別箇に役料支給の方途を講ずる必要が生じ 分を農民に肩代りさせるという巧妙な改革であつたのであ 五歳より六○歳までの男子をさしたのであるが、やたらに 同時に実施されたものであろう。この「鍬一丁」とは、一 あつた(史料二、三九三頁)。 たものでも、 「加州四郡在々所々与頭之肝煎扶持」として、その組中か ところで、 それが鍬米の制である。すなわち、元和二年十二月、 このように扶持の没収、 十村肝煎をつとめるものがあり、 加州とあるが、 あるいは減額をうけ 能登・越中でも、 その重い役

をこの際注目せねばならない。 さらに、 「河合録」にあげられる諸説のうち、 左の 項

家内之分取立い事 鍬役米、分役は一家内取立不申、 (史料二、三九六頁 村肝煎は身当り不取立、

すなわち、 新田裁許・山廻役など分役のものは家内全員、

> て村肝 肝煎の特権を示す最初の史料であるが、 村肝煎は本人のみ免除されるというのである。 の分化についての領主的措置として大きな意味があると思 煎の特権が設定されたということは、 鍬米制定に附帯 十村 これが、 村肝 村

われる。

1

らしく、そのための人別帳が残つている(注二の④)。 に関する十村の上申を引用しておられるが、 屋」の固定ではないという見解の根拠として、 (『歴史学研究』二二三号) において、 ながら、安良城盛昭氏は、「太閤検地の基調と役屋設定の本質」 銀納化された。それが夫銀である(史料二、七四頁)。 銀はその一部を銀納化したもので、 起源をみれば、それは自明の理であると思わ と思われる。長家領鹿島半郡では、寛永五年に其を徴収した 終末は明らかではないが、寛永頃郡打銀となつたのではない これは、もちろん夫役の廃止を意味するものではな 夫役は慶長十五年に 「役屋」数の固定は「役 加賀藩の役屋設定 元禄八年の家高 れる。 ついで 棟役銀

かゝ 0)

- 綜合調查報告書』所載)。 岩林 「雄谷家とその所蔵文書」(『石川県羽咋郡旧福野潟周 **j**77
- 記載した藩主の印物を下附し、 は必ずこの文言を記入している。 改作法成就の後、村々へ草高・免・口米・夫銀・小物成等 それを村御印と称したが、 玄

3

2

0

史学』第四号)。 和島俊二氏「近世村落の成立 能登西海郷の場合」(『北

(4)

むすび

筋道を立てることができると思われる。 村肝 慶長九年の十村肝煎の制度化は当然村肝煎の制度化をとも 配の仕方にも問題があつた。 は史料そのものの欠如にもよるが、 処置をもつて、 採用するにあたつては、 ことの困難なことは、 藩政初期において、 煎の画 元和 0 一的設置が促され、 一村切の その特権を附与されることとなつたという すでに前にのべた通りである。 検地では、 村肝煎の実態を史料の上で把握する 村肝煎は ただ一応の見通しとしては、 十村役料として鍬米の制を 扶持百姓の整理とともに 「身当り不取立」という 一つには領主の地方支 それ

の関係 が、 洲若山の山村南山村でも、 の発展 機とする小農民自立の推進は、 の傾向のあらわれていることは指摘した通りである。 さらにいうなれば村の発展の問題がある。 本稿において、 を 新政権 その具体的な検証は困難であるが、 が上からとらえたと理解されるのである 天正二十年の能登部上村の水帳でもそ 寛永八年に豪農南山の失脚、 もともとそうした農民自体 太閤検地 たとえば珠 史料 を契 地

民自立への方向を示していたと思われ

る。

なく、 農のうごきは、 との一七人であると伝えられている。® 国した際、その後へ他所から入村せしめた百姓の子孫が、 が、 等に所持しているが、 解 維持拡大して行つたという例もあるので、 が、このような入百姓自体が、 村では、 と普及していた筈である。 特殊な事例であるかも知れないが、 動を生じてい の者の解放、 百姓が多数の地の者を隷属せしめて豪農経営を行つてい 隷農層の本百姓化・新村の設立は、 均等の中農層であつたということも、 向一 承応三年百姓数一七人で、 揆の余波をうけて没落したところ、 ۇ © 同九年には白滝 史料を欠くために追究することはできな 隣接地域にある時国家が、 古くは兵衛様 たとえば、 ٠ 草分両家のごとき豪農では 湖巻両村の分立という大変 三三石八斗余を全く平 先進地域では豪農の分 ・垣内様の二軒の草分 この草分両家の旧 口能登の鹿島郡池崎 さらに早く、 南山 隷農主経営 少くとも小農 家の場合は 前田氏が入 もつ 隷

れによつて可能性を増加したであろうし、新村の設立もこいうごきをもたらすものであつた。小農民自立の機会もこまた、天正以来熱心に奨励した新田の開発も、村の新し

き 役屋の設定や鍬役米の制定は、 れ によつて促され、 村の発展を前提として成立したものであつた。 小百姓の分出は活発化した筈である。 こうした新しい農民のうご

農 村肝煎と村肝煎の分化と筆者はみるのである。 化から元和検地にかけて行われたと理解される。 をしつかりと掌握する段階への政策の転換が、 に村を地方行政の最小単位とし、その支配者として村肝煎 かくして、 (十村的な) を扶持百姓としてとらえる段階から、 漠然と郷・組の掌握を目ざし、その地域の 十村の制度 それを十 画一 的 豪

稿を新たにして論じたいと思う。 後的段階であると考えられるのであるが、それについては 寛永期を前提期間とする改作法の施行は、 との政策の最

2 1 0 談話によられたものであろう(六一頁以下)。 小 和島俊二氏「能登若山荘の土豪南山氏」(『北陸史学』創刊号) 日本家族制度と小作制度』 ・田吉之丈氏生前の談話による。 における池崎村の記述は、 なお、 有賀喜左衛門氏の 小田氏

場

所 脟 史

京都大学文学部

第一教室

謼

師

演題

社会運動としてみた米騒動

日

十月三日(土曜日)午後一時より

学

研

究会十

月例

会予

執 箠 者 紹 介

若 河 林 jili. 郎 金沢大学助教授 大阪市立大学助教授

田 郎

新

Ш

京都大学学生 京都大学大学院学生

大阪市立大学助教授 奈良学芸大学教授

直

木

孝

次

郎

藤

猛

池 西

田

源 嘉

太 男

京都大学助手

浅 勝

同志社大学助 教授

来 聴 歓

迎

65

(683)

(大正七年) 渡 部

徹

メリカ革命と農民運動

今

津

晃

The Problems of 'Shih' (土) in the Pre-ch'in Period by

Jûzô Kawachi

There was the fundamental social order which consisted of two ranks, Shih (土) and Shu (庶) in the pre-modern China. Shih means nobles, or mandarins or 'the book-readers class', a social rank by which they were opposite to the common people of the governed as the governing class. Back to the Han (漢) dynasty, however, the officials should be Shih, and all common people were given chüch (爵) in certain grades which might mean the rank of Shih. apparently curious social order would be understood by tracing the genealogy of Shih's idea. In the old period of city-states, Shih seems to have been members of the clan which were members of I (邑) (city-states), rulers of the subject clan or Min (民), and had the right to be warriors. In the process through which Min (民) grew up to the independent peasantry and the ruling system of I (邑) was collapsing, the centralized territorial state grasped and re-organized as new state-members the whole peasantry as well as the official class. The word which meant the idea of rank Shih was differentiated and established into the new substances, and was transformed into various meanings free from the idea of rank. Then, to try to trace the differentiation of Shih's idea may be a clue for judging a unique character and historical stand of the Han (漢) Empire.

The Formation of the *Tomura,Mura-kimoiri* (十村・村肝煎) System in the *Kaga* (加賀) Clan

by

Kisaburô Wakabayashi

We understand the agricultural policy in the *Kaga* (加賀) clan as established by executing the revised law (改作法) in the *Keian-Meireki* (慶安~明曆) period, and hereafter as its complete organization, development, and revision. Then, the *Tomura,Mura-Kimoiri* (十村・村肝煎) system the characteristic of which was as a form of governing the

villages also might be completed as a premise of executing the revised law. This system was established in the following three periods, (1) Tensho 9~Keicho 9 (天正9—慶長9), (from the period of governing Go(郷) or Kumi (組) by grasping Fuchi-Hyakushô (扶持百姓) to the establishment of Tomurakimoiri (十村肝煎) and Tomurakumi (十村組), (2) Keicho 9~Genna 6, (慶長 9~元和 6), the arrangement of the early Fuchihyakusho and differentiation of Tomura (十村) and Murakimoiri (村肝煎), (3) Kan'ei~Keian-Meireki (電永~慶安·明曆), (the preparing period for the revised law, and the complete organization and strengthening of Tomura (十村) system). In this article about thirty five years are to be discussed from Toshiie Maeda's (前田利家) entering into Noto (能發) to Genna-Embu (元和~偃武), the first and second period in the above-mentioned division. In the warring period from Toshinaga (利長) the Second to Toshitsune (利常) the Third the question is in the way how the subject people take serious, actual, and sometimes urgent require of the lord. Therefore we will study the duty of the chief villagefarmers who were given ration, and the relation of Kvunin (給人) or Daikan (代官) who were made for doing its duty against general peasantry; so, the process of integrating into the Tomura, Murakimoiri (十村・村肝前) system the small farmers who were going to be independent, on the basis of the developing reality in the villages.

The Constructin of Constantinopolis and its Importance

by

Ichirô Nitta

The construction of a new capital by Constantinus, along with the authorization of Christianity by him, must be marked as the most important event that changed the later Roman Empire and the European world.

There is no established theory, however, about the reason why the construction of the new capital was to be planned; one is on the stand of studying it under the military, geographical, and political circumstances, the other insisted the necessity of studying the religious aspect, grasping its construction in the serious relation of the city of Rome.